



「差別をなくす強調月間」 人権イベント



図 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641

◆おおよまだ人権フェスティバル 2025

【と き】 11月22日(土) 午後1時30分～

【ところ】 ライトピアおおよまだ ホール

○第1部：人権作品の発表・人権作文の朗読

○第2部：人権講演会

- ・演題：わかりあえる 知ろうとすれば
～ビーズでつながる アフリカと日本～
- ・講師：ZUVALANGA（北窓 恵利香さん・綾平さん）

◆差別をなくすいがまちの集い 2025

【と き】 12月5日(金) 午後7時30分～

【ところ】 西柘植地区市民センター 小ホール

○演題：素自 SOGI を知る～トランスジェンダーの
子を受けた親の願い～

○講師：NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会
東海理事 浦狩 知子さん

◆人権を考える市民の集い 2025

【と き】 12月7日(日) 午後1時30分～

【ところ】 伊賀市文化会館 さまざまホール

○第1部：人権作品入賞者表彰・人権作文の朗読

○第2部：人権講演会

・演題：子どもの素直な気持ちを聴くために、わたし
たちが大事にしたいこと

・講師：原田 朋記さん・愛理さん

◆あやま人権フェスティバル 2025

【と き】 12月12日(金) 午後7時～

【ところ】 阿山保健福祉センター ホール

○演題：知ってほしい、今ウイグルで起きていること

○講師：NPO 法人日本ウイグル協会
副会長 田中 サウトさん

◆2025 青山人権のつどい

【と き】 12月13日(土) 午後1時30分～

【ところ】 青山福祉センター 教養娯楽室

○第1部：人権作品の発表・人権作文の朗読
青山小学校・青山中学校からの発信

○第2部：人権講演会

- ・演題：地域で子育てを支えるために
- ・講師：大阪府子ども家庭サポーター
辻 由起子さん



11月・12月は差押強化月間です！ 滞納債権の差し押さえを強化しています



図 収税課 ☎ 22-9675 FAX 22-9618

三重県では11月と12月を「差押強化月間」と定め、伊賀市と伊賀県税事務所は差押処分の強化を図ります。

滞納を放置することは、自治体の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたします。また、納期限内に納付された人との公平性を期すために、法律に基づき厳格に差押処分を行います。

◆債権の分類による滞納整理の違い

《強制徴収公債権》

行政処分により差し押さえることができる債権

(例) 税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

《強制徴収公債権》令和6年度の差押実績

差押区分	件数	徴収金額
預貯金	847	95,559,273 円
給与	290	
年金	135	
保険	47	
不動産	37	
その他	89	
合計	1,445	

《非強制徴収公債権》

個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分を行えない債権

(例) 農業集落排水処理施設使用料など

《私債権》

契約などの当事者間の合意に基づき発生する債権

(例) 水道料金、市営住宅使用料、市民病院診療費など

非強制徴収公債権と私債権は、裁判による支払督促*や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

*支払督促…金銭の支払いを求めて簡易裁判所の書記官に申立てを行う裁判手続き

《非強制徴収公債権・私債権》令和6年度の裁判所申立件数

支払督促	39
訴訟	3

《非強制徴収公債権・私債権》令和6年度の差押実績

差押区分	件数	徴収金額
預貯金	8	757,921 円
給与	11	
動産	5	
不動産	1	
合計	25	



児童虐待・女性に対する暴力をなくすために



図 こどもの育ち支援課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646



11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは、親または親に代わる養育者がこどもの心身を傷つけるものであり、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁じられています。

【児童虐待の例】

- 身体的虐待（叩く、首を絞める、部屋に監禁するなど）
- 性的虐待（こどもに性的行為を求める、性的な動画や画像を見せる、お風呂をのぞくなど）
- 保護の怠慢・拒否（長期間不潔なままで放置する、栄養不足や栄養不良、車内に放置する、同居人の虐待行為を黙認するなど）
- 心理的虐待（無視・否定する、こどもが傷つく言葉を浴びせるなど）

◆しつけと虐待の違い

しつけはこどもが社会の中で生活していくことができる力をつける手助けを養育者が行うものです。これに対して、虐待は力でこどもを従わせるものであり、しつけの本質であるこどもの自律性を育むという要素はまったくありません。また、怒ったときにはコントロールが効きにくいので、しつけのつもりが虐待になってしまうことがあります。

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(水)～25日(火)（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

暴力は、決して許されるものではありません。配偶者などからの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。

◆ご相談ください

○こどもの育ち支援課 ☎ 22-9609

こどもとの関わりや子育てに関する悩みはありませんか。専門の相談員が相談に応じます。ぜひご相談ください。

○児童相談所虐待対応ダイヤル



24時間いつでも児童相談所に相談できる全国共通の電話番号です。子育てに悩んでいる人、虐待を受けていると思われるこどもを見つけた人は、ご相談ください。

その他の相談先

- 伊賀児童相談所 ☎ 24-8060
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21-0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62-0110
- 地域の民生委員・児童委員
- 学校や保育所（園）・幼稚園など

被害を受けた人は一人で抱え込まず、ご相談ください。

【相談先】

- こどもの育ち支援課 ☎ 22-9609
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21-0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62-0110
- DV相談ナビ ☎ #8008